

病院の使用者責任

【質問】

最近、病院に勤務している准看護師が、治療中、点滴に筋弛緩剤を混入して患者の容態を急変させたという事件が報道されました。このような事実があったとした場合、雇い主である病院の責任はどのようなのでしょうか。

【回答】

一般に、「使用者責任」といって、従業員が第三者に損害を与えた場合、その使用者が責任を負う場合があります。

これは、ある事業のために他人を使用する者は被用者がその事業の執行につき、第三者に損害を加えた場合に被害者に対し損害賠償の責任を負うというもので、民法715条に規定があります。

使用者責任の実際上のねらいは、被害者の保護ということにあります。被用者は通常十分な賠償能力がないので、被害者に十分な賠償を得させるためには、その使用者に賠償責任を負わせることが必要だからです。

使用者責任は、「或事業ノ為メニ他人ヲ使用スル者」に認められます。

そして、不法行為者と責任を負う者との間に使用関係の存在が必要です。

この使用関係は実質上の使用被用の関係があればよく、有償か無償かを問わず、一時的な手伝いのような場合でもそこに

指揮監督の関係があれば使用者責任が認められます。

使用者は、被用者が「其事業ノ執行ニ付キ」損害を加えた場合に責任を負うものとされています。

この要件は、使用者に責任を負わせるための基準として重要です。特に被用者が本来の職務を逸脱して事業を執行したり、私利を図ったりした場合に、被用者の行為が事業の執行に付きなされたものといえるのかが問題になりますが、裁判例では比較的広く認められています。

たとえば、建設会社の作業員が工事施工中に事故をおこした場合や、運送会社の従業員が運送業務中に自動車事故をおこした場合は典型的な事業執行のケースですが、本来の事業外の行為であっても、会社の経理課長が代表取締役の印を盗用して会社名義の手形を偽造した場合、私用を禁止されている会社の自動車を社員が終業後に遊びに行くために乗り出し事故をおこした場合などのように外形的に事業の範囲内と見られるもの、あるいは、飲食店の従業員が飲食代金の支払に関する紛争から客を殴って負傷させた場合のように事業に起因して生じたものは、事業の執行にあたと解されます。

使用者責任は、被用者が第三者に損害を加えたときに発生しますが、被用者の加害行為が不法行為の一般的要件、すなわち故意または過失及び責任能力を備えていることを必要とします。

なお、使用者責任が生じる場合でも、被用者については独立して不法行為が成立しますから、被用者個人は独自に自己の行為に責任を負わなければなりません。

ところで、病院に勤務する医師や看護婦、検査技師などに診療、看護、検査など医療行為上の過誤があり、患者に死亡、後遺障害などの損害を与えた場合、典型的な事業執行のケースにあたり、雇い主の病院が使用者責任を負うこととなります。

お尋ねのような事件の場合、本人の行為が医療行為を目的とするものでなく殺人的行為という面からみると、それ自体は本来の事業執行にあたるとはいえませんが、点滴という治療行為の中でなされたという点で外形的に事業の執行にあると解され、本人の責任とは別に病院も使用者責任を負うべきものと考えられます。

また、使用者責任とは別に、筋弛緩剤の保管、使用につき病院自体の管理上の責任を問われることも十分考えられ、その場合は、病院自体が患者側に対し不法行為責任を負うこととなります。